

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件(以下「171号事件」という。)

令和5年(行ウ)第478号 帰化不許可処分取消請求事件(以下「478号事件」という。)

令和5年(行ウ)第480号 訴えの追加的併合事件(以下「480号事件」という。)

原告



被告 国(処分行政庁 法務大臣)

準備書面(4)

令和6年2月22日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

稲	玉	祐
宮	城	島
横	山	智
大	村	陽
田	中	貴



被告は、本準備書面において、478号事件の2023年（令和5年）12月6日付け訴状（以下「478号事件訴状」という。）の請求の趣旨（ただし、同月12日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下「478号事件請求の趣旨」という。）に対する答弁（後記第1）及び本案前の答弁の理由（後記第2）を明らかにし、請求原因に対する認否（後記第3）を行うとともに、原告が平成30年5月2日にした帰化許可申請（以下「初回の帰化申請」という。）について、法務大臣が、令和2年1月17日、これを許可しない旨の決定（以下「初回の不許可処分」という。）をしたことが適法であることを述べる（後記第4）。

なお、略語等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 478号事件請求の趣旨に対する答弁

原告は、初回の帰化申請について初回の不許可処分を受けた後、再度の帰化申請をしたものの、再びこれを許可しない旨の決定（本件処分。以下、今後は「再度の不許可処分」という。）を受けており、本件訴訟において、既に171号事件として、再度の不許可処分の取消しと帰化の許可の義務付け（本件義務付けの訴え。今後は「再度分の義務付けの訴え」という。）を求めている。

この点、478号事件請求の趣旨第2項も「法務大臣は、原告に対し、帰化を許可せよ。」とされており、171号事件請求の趣旨第2項に係る訴え（再度分の義務付けの訴え）の請求の趣旨と全く同一である。しかし、478号事件請求の趣旨第2項に係る訴えは、初回の帰化申請がされたことを前提として同申請に係る処分の義務付けを求めるものであり、171号事件請求の趣旨第2項に係る訴えは、再度の帰化申請がされたことを前提として同申請に係る処分の義務付けを求めるものと解した上で、478号事件請求の趣旨につき、以下のとおり答弁をする。

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る部分を却下する
 - 2 原告のその余の請求を棄却する
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 478号事件の本案前の答弁の理由

- 1 478号事件は、原告が、初回の不許可処分には重大かつ明白な違法が認められるとして、初回の不許可処分が無効であることの確認を求めるとともに(請求の趣旨第1項。以下「本件無効確認請求」という。)、初回の帰化申請に係る処分(帰化の許可)の義務付け(請求の趣旨第2項。以下「初回分の義務付けの訴え」という。)を求めている事案であると解される。
- 2 そして、171号事件の答弁書(5ページ)で述べたとおり、初回分の義務付けの訴えについても、行訴法3条6項2号により併合提起された当該処分又は採決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件とされているところ、後記第4の2のとおり、初回の不許可処分は適法であり、併合提起された本件無効確認請求は理由がなく、認容されない。

よって、初回分の義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き不適法であるから、却下されるべきである。

第3 478号事件訴状の請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 第1段落から第3段落までについて

認める。ただし、原告が難民認定を受けたのは、2015(平成27)年10月15日である(甲1)。

(2) 第4段落について

原告が、2023（令和5）年3月31日時点で、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程（国際関係学専攻）に在籍していることは認め、その余は不知。

2 「第2 本件処分の存在」について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落について

国籍法5条1項1号の規定の内容、原告が東京法務局において初回の帰化申請に係る相談をしたこと及び原告が初回の帰化申請に関する意見書を提出したことは認める。

(3) 第3段落について

初回の帰化申請につき法務大臣が初回の不許可処分をしたこと、同不許可処分の理由を明らかにしていないこと及び同不許可処分時において原告が国籍法5条1項の要件を満たしていなかったことは認め（ただし、初回の不許可処分をしたのは、2020（令和2）年1月17日である（乙17）。）、その余は否認ないし争う。

(4) 第4段落について

原告が2021（令和3）年1月25日に再度の帰化申請をしたこと及び再度の帰化申請につき法務大臣が再度の不許可処分をしたことは認める（ただし、再度の不許可処分をしたのは、2022（令和4）年10月24日である。）。

3 「第3 難民条約と帰化」について

(1) 「1 難民条約34条」について

日本が難民条約及び難民議定書に加入したこと、難民条約及び難民議定書が1982（昭和57）年1月1日に我が国において効力を生じたこと並び

に難民条約34条の規定の内容については認め（ただし、日本が難民議定書に加入したのは、正確には1982（昭和57）年である。）、その余は認否の限りでない。

(2) 「2 日本の国籍法は条約適合的に解釈する必要があること」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落及び第3段落について

争う。

4 「第4 第1不許可処分の違法性」について

(1) 「1 第1不許可処分の理由が居住要件にあると考えられること」について

初回の帰化申請につき、原告が国籍法5条1項1号の要件を満たしていなかったことは認める。なお、後記第4の2(4)のとおり、原告は日本社会への融和上問題があるとも認められていた。

(2) 「2 原告は、第1不許可処分時、居住要件を満たしていること」について

ア 「(1) 「住所」の意味」について

原告が指摘する判決に原告が引用する記載があることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 原告は、難民認定申請後、日本に住所を有する者であったこと」について

(ア) 「ア」について

原告が2013年10月8日に日本に入国し、2013年10月25日に難民認定申請を行い、2015年10月15日に難民認定を受けたことは認める。

(4) 「イ」について

争う。

(3) 「3 本件不許可処分の違法性」について

争う。

5 「第5 第1不許可処分が無効であること」及び「第6 難民認定処分の義務づけ」について

争う。

6 「第7 まとめ」について

認否の限りでない。

第4 本件無効確認請求に係る被告の主張

1 無効確認訴訟における主張立証責任の所在

被告準備書面(1)第3の1(1)(4ないし6ページ)で述べたとおり、帰化の許否に係る法務大臣の判断には極めて広範な裁量がある。

そして、このような行政庁の裁量に任された行政処分の無効確認を求める訴訟(行政事件訴訟法3条4項)においては、「その無効確認を求める者において、行政庁が右行政処分をするにあつてした裁量権の行使がその範囲をこえまたは濫用にわたり、したがつて、右行政処分が違法であり、かつ、その違法が重大かつ明白であることを主張および立証することを要する」ものと解されている(最高裁昭和42年4月7日第二小法廷判決・民集21巻3号572ページ)。

2 初回の不許可処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

(1) 原告は、在留資格を有しない外国人について国民健康保険法5条所定の「住所を有する者」に該当するとして最高裁判所平成16年1月15日第一小法

廷判決（以下「平成16年最高裁判決」という。）の判示を根拠として「日本国籍を持たない者が在留資格を有しない場合にも日本に住所を有することはありうる」とした上で、「第1不許可処分時に、難民認定申請時から起算して既に6年以上が経過しており、難民条約34条の趣旨や難民認定行為の性質を踏まえれば、既に「引き続き5年以上住所を有する者」にあたり、居住要件を満たす者として扱われるべきことが明らかであり、居住要件を含め、国籍法上の帰化要件を満たしていたにもかかわらず、法務大臣は、国籍法上の帰化要件を満たさないと誤認して初回の不許可処分をしたものであるから、裁量権の逸脱・濫用が認められ違法である旨主張する（478号事件訴状4ないし6ページ）。

- (2) 国籍法5条1項は、「法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。」として帰化を許可するための最低条件を定めており、同項1号の「引き続き五年以上日本に住所を有すること。」との居住要件は、日本との地縁関係を考慮して定められた条件の一つである（乙10・100ページ）。そして、同号の趣旨が、日本への同化を問題とし、帰化条件具備の有無の調査をするために過去5年間の生活状況を見ることにあることからすれば、同号の「住所」は正当な在留資格に基づいた適法なものであることが求められる（乙10・101ページ、乙11・98ページ、乙18・285ページ）。

しかるに、原告は、2013（平成25）年10月8日に短期滞在の在留資格で我が国に入学し（甲14・18ページ）、その在留期限を経過した後に難民認定を受けたものであり（同・37ページ）、入学時の在留資格に係る在留期限経過後に適法な在留資格を得たのは2015（平成27）年10月22日である（甲2）。したがって、原告は、初回の不許可処分時（令和2年1月17日）において、正当な在留資格に基づいて5年以上日本に「住

所」を有していたとはいえ、国籍法5条1項1号の要件を満たしていない。

- (3) この点、原告は、前記(1)のとおり、平成16年最高裁判決を根拠として、在留資格を有しない場合にも日本に住所を有することはあり得る旨主張する。

しかし、同判決は、国民健康保険を外国人に適用する場合において、当該制度の趣旨等を踏まえ、その判示する事情の下においては、在留資格を有しない外国人であっても国民健康保険法5条所定の「住所を有する者」に該当すると判示したものであり、社会保障制度である国民健康保険制度と外国人に日本の国籍を取得させる帰化とでは、制度の趣旨が全く異なるのであって、「住所」に係る平成16年最高裁判決の判示が国籍法5条1項1号にいう「住所」にもそのまま当てはまるとはいえない。

したがって、原告の前記(1)の主張は、そもそも国籍法5条1項1号の居住要件の理解を誤っている。

- (4) なお、前記(2)のとおり、原告は、初回の不許可処分時において、そもそも国籍法5条1項1号の居住要件を満たしていない上に、被告準備書面(2)2ページで述べた帰化の一般的な条件に関しても、初回の帰化申請の際に実施した日本語能力の試験（平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるか否かを問うもの）において、基本的な平仮名及び片仮名の読み書きが十分にできておらず、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していないと判断されるなどしていた。

- (5) 以上のとおり、原告の前記(1)の主張は理由がない。

むしろ、原告は、初回の不許可処分時において、国籍法5条1項1号の居住要件を満たしていなかったのであるから、法務大臣が法定の最低条件すら具備しない原告に対して帰化の許可をすることができないのは当然であり、初回の不許可処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用

があるといえないことは明らかである。

3 小括

以上によれば、初回の不許可処分はそもそも違法であるとはいえないから、瑕疵が重大かつ明白であるかを検討するまでもなく、無効確認請求の要件を満たさない。

第5 結語

以上のとおり、初回分の義務付けの訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであり、本件無効確認請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上